

## ◎平成二十二年度における子ども手当

### の支給に関する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第一九号)

#### 一、提案理由

(平成二十二年二月二四日・衆議院厚生労働委  
員会)

○長妻国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために、子供を養育している方に対し、子供一人につき月額一万三千円の平成二十二年度分の子ども手当を支給することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、子ども手当の支給についてであります。

子ども手当は、中学校修了前の子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母である等の支給要件に該当す

る方に支給するものであり、その額は、一カ月につき、子供の数に一万三千円を乗じた額としております。

また、市町村長は、受給資格等について認定をし、子ども手当を支給することとしており、その支払い期月は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月及び六月としております。

第二に、子ども手当の費用についてであります。

子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は、児童手当法の規定に基づき、国、地方自治体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、全額を国が負担することとしております。

なお、公務員に係る子ども手当の支給に要する費用については、全額所属庁が負担することとしております。

このほか、子ども手当について、差し押さえ禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を市町村に寄附することができる仕組みを設けることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十二年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十二年三月一六日)

○藤村修君 ただいま議題となりました平成二十二年年度における子ども手当の支給に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、中学校修了前の子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母である等の支給要件に該当する者に對し、一月につき子供の数に一万三千円を乗じた額の子ども手当を支給すること、

第二に、子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき国、地方公共団体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については国が負担するものとする、

第三に、子ども手当について、差し押さえ禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を市町村に寄附することができる仕組みを設けること

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

等であります。

本案は、去る二月二十三日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二十四日に長妻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、三月九日には参事人から意見を聴取し、十日には鳩山内閣総理大臣の出席を求め質疑を行いました。

また、去る十二日には、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合より、児童養護施設に入所している子ども手当の支給対象とならない子供に対する支援等を含めた制度のあり方及び平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする内容を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。同日質疑を終局し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## ○委員会修正の提案理由(平成二十二年三月二日)

○古屋(範)委員 ただいま議題となりました平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案に対する修正案につ

きまして、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、検討条項において、「政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との一項を加えること。

第二に、原案において設けられている検討条項について、「子ども手当の平成二十三年以降の制度の在り方等」を「平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充」に改めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十二年三月二六日)

○柳田稔君 たいいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度において、中学校修了前の子どもを養育している者すべてに対し、子ども一人につき月額一万三

千円の子ども手当を支給しようとするものであります。

なお、衆議院において、児童養護施設入所児等に対する支援を含めた制度の在り方及び平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加える旨の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取するとともに、鳩山内閣総理大臣にも出席を求め、審査を行いましたところ、子ども手当の制度設計と財源の確保、子育て支援における現金給付と現物給付の在り方、児童養護施設入所児等に対する支援の在り方、国外に子どもがいる外国人に対する支給の妥当性、保育サービスの拡充とワーク・ライフ・バランスを含めた全般的な子育て支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

本法律案に対する質疑の終局を諮ったところ、異議がありませんので、採決により質疑の終局を決定いたしました。

採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。